

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868

C

C



③

大臣

次官

参事

次長

事務次長

米保長

米保長

四月十日米保長在米保長官邸前



白河 昭和十四年四月十日午後三時申一五時十分 於米保長官邸前

出席者

米保長 山内次官 米保長 米保長

米保長 米保長 米保長 米保長

大臣

先づ一言申し上げるが、砂川事件に關する米保長も現判決は已に既成の

事実であるが、政府は米保長特務隊の行方等は勿論川俣まで追いつて行く。

早稲田米保長に直接控訴す。や否や控訴す。控訴は米保長が保長に待てる

米保

外務省

回覧番号 819 米保

沖田三郎

大臣 米保長に行き見合はる付助の見送承了可

大臣 米保長に直接控訴す。や否や控訴す。控訴は米保長が保長に待てる

先づ一言申し上げるが、砂川事件に關する米保長も現判決は已に既成の

事実であるが、政府は米保長特務隊の行方等は勿論川俣まで追いつて行く。

大臣 米保長に行き見合はる付助の見送承了可

大臣 米保長に直接控訴す。や否や控訴す。控訴は米保長が保長に待てる

外務省

2

先づ條約から申上げ、
ヤミヤミの *separately jointly* 復讐に因りてあり。之を量ながら受け継ぐまいとぞう
へいれなきか、お活のねぐやする者同と云うれまことばよりぞう判りたか。
例うは一月全書の下に一行と有りとか、二行のものは協力する者神事なら
す要に二のものは一行に成りたりてあはれんといふことば楯上の因りて
おくとまの。迎はは及ねたか、耳が用法に難いある。
古使 別の子をまじりておくとまのや

外務省

先日の古使の條約に於て、我々研究の結果と申すに
個人に申すやふかやふか
しり、三本よりほりておとすか、しりておとすか、之はに條約に
古使、古使の復讐は量りておとすか、之はに條約に
しり、三本よりほりておとすか、しりておとすか、之はに條約に
古使、古使の復讐は量りておとすか、之はに條約に

外務省

右 研究や、... 研究の...
学が...

右 日米間の問題は... 例として
separately and cooperating together
とか

右 日米間の問題は... 共同...
cooperatively
とか

右 日米間の問題は...
joint planning
と云う様な事は...
including
を含めての除外...
とはい... 全般...
右... 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

外務省

7

右 日米間の問題は...
indefinitely
を... は...
右... 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

右 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

右 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

右 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

右 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

右 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

右 日米間の問題は...
右... 日米間の問題は...

外務省

8

中東の a common the security は 御法通の 可なり	中條 は 御法通の may be とす 御法通の	中條は 先刻御法通の もろがし all aspects は	要するに とす	中條 security は 御法通の safety とす	中條 will be は 御法通の とす	中條 御法通の in conflict with とす
---	-----------------------------------	--	------------	---------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------

外務省

中東は 御法通の the security は 御法通の 可なり	中條 は 御法通の may be とす 御法通の	中條は 先刻御法通の もろがし all aspects は	要するに とす	中條 security は 御法通の safety とす	中條 will be は 御法通の とす	中條 御法通の in conflict with とす
--	-----------------------------------	--	------------	---------------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------

外務省

十九日 procedure は process の義なり

議定書は 交渉 交渉と云ふことを作ら 後刻御手し

土使 土使の交渉は最早ヤカニ及カバる事なり

あり、修繕の事は土使は出来ぬと云ふことなり

レバー土使 尚十九日に付日米の交渉はあり

土使 四種のテキストを作らる事は遅年なり

土使 土使は更に研究をし 治外政協定に移り

外務省

本日は先般土使の御返答 残りの御返答は付 付の要は 申上げ

「相違」十九日は「公使閣議」の「最終的な合意」の「最終」

に付 御返答の御返答は「あり」の「あり」の「あり」の「あり」

「あり」の「あり」の「あり」の「あり」

土使 御返答は「あり」の「あり」の「あり」の「あり」

「あり」の「あり」の「あり」の「あり」の「あり」

外務省

五、

六、
七、

八、

九、

十、

十一、

外務省

用は其のハシラを以て担ぐ事下例は其の

法律や規則にあるべき事を以て其の

事務がハシラを以て担ぐ事

十二、

十三、

十四、

十五、

外務省

輸入する電子機器の1. 米軍の所が使ふものあり、自衛隊の電子機器は使ふものあり、格別な決りあり、clarificationを以てした
要項はなし

大臣 「調整」が十二日、は「方何、又は世所、の調整」と云ふこと
同じ問題あり

大臣 clarificationを以てした

大臣 「調整」が十九日、も同じ問題と云ふことあり、米軍が

外務省

日本と米子との徴兵問題、すなわち徴兵と云ふこと、規定は必だ
感覚するが、この点、他は必要ない限り削除
大臣 此の点は言明問題あり、米國は徴兵制があり、予備
隊の義務を果すた、種々の形あり、米米子外には、軍人や
海外に在る者、子弟は、必ず徴兵制あり、現に、この徴兵の義務を
を果し得る、格別な事、二は、要する、米國と云ふこと、この義務を
海外に、果し得る、格別な事、二は、要する、米國と云ふこと、この義務を

外務省

トットト使 協定上の規定がないと日本国内で行うのとさうな差別的な
困難ありや

古使 此の規定が 協定上 困難ありと云ふ事はなからう之は議事
録に據るべしといふが、言ひ直せば、トットトは困難ありし
がゆゑに之を行はせしむる 議事録に於ては研究せしむべし

古使 協定上の規定がなかりし由來をいふが、尚研究せしむべし
次に「修正」に移り、先きは協定上の意義を問はずとも

外務省

協定上の規定がないと日本国内で行うのとさうな差別的な
困難ありや

古使 日本側が内容を理解するが、何れか、通商手命令外に
係属する軍人や、ビシネスな方、放棄する軍人は排除
するの御趣意か、例はトットトに随行する軍人の如く日本に
在る部隊の構成員をなくし命令下に来るものは命令外か、

外務省

西軍事務當局に先立て指示を受けることゝす。
 生軍の権利の問題は、陸軍統帥の責任等問題が多し。
 大佐 更に研究を、次に第一点は陸軍統帥の地位にある。
 大佐 二は *major question of substance* であり、自らは御意見を述べたい。之を
 マニフェストに控えては、軍事委員会の長官の地位の問題である。
 大佐 更に研究を、次に第一点は陸軍統帥の地位にある。
 西軍事務當局に先立て指示を受けることゝす。

又休暇と云ふこと *leave order* と云ふものあり。又 *temporary duty* の事あり。
 専ら、之は異なる。要するに "official duty" は、日本の駐留として
 いることである。又は *official order detaching personnel to Japan* を持つことと云
 ふことが認められる。と評して意見を述べよ。
 大佐 本令外に例は、日本の駐留に在る者等は、専ら
 排除される。トシ、一陸軍の規程は、トシ、一陸軍が在る防衛に
 関連する事項は、任務を在する。その陸軍は、専ら、在る。トシ、
 外務省

右使 内務省事務官の意見は如何なるに依りて何事も存在しない

冷正 才と名に就てり之が如何なるに依りて

右使 諸令より其は如何なるに依りて其の如何なるに依りて

右使 修正の如何なるに依りて船舶の如何なるに依りて

右使 修正の如何なるに依りて船舶の如何なるに依りて

しんしん

右使 先日の如何なるに依りて其の如何なるに依りて

外務省

右使 出たの如何なるに依りて其の如何なるに依りて

右使 出たの如何なるに依りて其の如何なるに依りて

右使 出たの如何なるに依りて其の如何なるに依りて

右使 出たの如何なるに依りて其の如何なるに依りて

右使 出たの如何なるに依りて其の如何なるに依りて

右使 出たの如何なるに依りて其の如何なるに依りて

右使 出たの如何なるに依りて其の如何なるに依りて

外務省

大使 運送は結構である。但し議事録の整理は以上の
二は整理の要あり。

大臣 修造の件は兵士同様の問題である。

大使 議事録の整理の件は、日清例とは右に於て議事録の
修正は、いふことと懸念す。

大臣 政府部内は統一あり。

大使 古語大臣は協定の合意を云ふと懸念す。議事録とは別

外務省

個々の事項を云ふと懸念す。

大臣 現在の協定に、議事録あり、何れ之と同様議事録と

作成すべしと云ふべく、その中に記載すべしと云ふこと。

大臣 修造の件は兵士同様の問題あり。

大使 本軍は折衝の下に於て自衛防衛の義務を負ふことには
同意ありと云ふ事あり。其の折衝は、^{contract}の折衝を利便すこと

何れも無理なきことあり。誰か一言と云ふは之を協定せし得る事

外務省

の利を他に奪ふ事は不可なり。日本側の問題とするは
不可なり。何者かあるか。

大臣 通商大臣 建設大臣 どの問題か

大使 例の通商大臣が行き過ぎれば保護を減らす問題とするは

不可なり。此の問題は捨たれりやと特権と二つの面が

ある。外務省の問題とすればは如何の面なるや

外務省 勿論特権の面なり

外務省

大臣 日本は如何なる特権の面か。生車か。contactor
を如何に存在せしむべきか。此の特権を如何に行使する問題なり

大使 此の特権は軍艦の内部に入ることを得ない。其の特権は

如何なるものか。之を如何に行使するか

勿論此の特権は如何なるものである。其の特権の問題は

如何なるものであるか。如何なるものであるか。

日下の特権は如何なる特権を降し出すに如何なるpackage

外務省

本館 新聞の発行は、本館の責任である。

本館 新聞の発行は、本館の責任である。日本、中国、
その他諸国にわたる。本館の責任である。

本館 新聞の発行は、本館の責任である。本館の責任である。

本館 新聞の発行は、本館の責任である。本館の責任である。

外務省

本館 新聞の発行は、本館の責任である。本館の責任である。

本館 新聞の発行は、本館の責任である。本館の責任である。

本館 新聞の発行は、本館の責任である。本館の責任である。

本館 新聞の発行は、本館の責任である。本館の責任である。

外務省

始末は詳しき事なり

一 陸軍省の事務に於ては、陸軍省の事務に於ては、裁判の際、米軍例が
法律を以ては、解雇と認め、判事判決を以て認めらるるに、之が
中世の如く、否言の判決となり、存ん、日本、政府が解雇者と
扱ふこと、日本は、否言の判決を以て認めらるるに、米軍例
或程度、もう少し、何と、中世より、思ふ、中世の、陸軍省を、米軍
に扱ふこと、中世より、思ふ、此の、否言の、判決が、協定の、思ふこと、

一 陸軍省の事務に於ては

一 陸軍省の事務に於ては、陸軍省の事務に於ては、裁判の際、米軍例が
法律を以ては、解雇と認め、判事判決を以て認めらるるに、之が
中世の如く、否言の判決となり、存ん、日本、政府が解雇者と
扱ふこと、日本は、否言の判決を以て認めらるるに、米軍例
或程度、もう少し、何と、中世より、思ふ、中世の、陸軍省を、米軍
に扱ふこと、中世より、思ふ、此の、否言の、判決が、協定の、思ふこと、

一 陸軍省の事務に於ては、陸軍省の事務に於ては、裁判の際、米軍例が
法律を以ては、解雇と認め、判事判決を以て認めらるるに、之が
中世の如く、否言の判決となり、存ん、日本、政府が解雇者と
扱ふこと、日本は、否言の判決を以て認めらるるに、米軍例
或程度、もう少し、何と、中世より、思ふ、中世の、陸軍省を、米軍
に扱ふこと、中世より、思ふ、此の、否言の、判決が、協定の、思ふこと、

運送の遅延は先般以来の間に発生し、今後の対策は今後除ける
 と認め、同様の遅延問題の発生に、同様の遅延は発生しない
 事、遅延を防止する為、本解決の遅延が、あつては
 以上の遅延は、遅延の原因となる、遅延の問題
 は、遅延の原因となる、遅延の問題
 である。

外務省

左記 遅延の原因は、先般以来の間に発生し、今後の対策は今後除ける
 事、遅延を防止する為、本解決の遅延が、あつては
 以上の遅延は、遅延の原因となる、遅延の問題
 である。

外務省